

令和5年3月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	67	48	62	65	61	64	71	59	54	55	54	75	735
問い合わせ	4	5	4	4	5	5	4	4	4	8	4	5	56
要望	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	71	53	66	69	66	69	75	63	58	63	58	80	791
(前年度計)	(59)	(56)	(58)	(67)	(65)	(65)	(72)	(63)	(66)	(76)	(61)	(72)	(780)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	3	6	6	6	3	5	2	5	2	0	4	45
(前年度)	(6)	(2)	(4)	(5)	(3)	(7)	(3)	(0)	(3)	(6)	(1)	(5)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	5	1	4	1	3	3	0	1	1	1	1	2	23
20歳代	4	5	6	7	7	3	4	3	5	8	5	7	64
30歳代	10	6	7	8	11	7	6	8	7	3	2	13	88
40歳代	11	10	12	8	12	13	8	7	10	12	12	5	120
50歳代	11	9	11	9	6	12	12	15	16	12	10	21	144
60歳代	13	6	10	17	7	12	14	10	9	12	9	12	131
70歳以上	15	12	11	14	14	15	20	17	9	13	14	15	169
その他・不明	2	4	5	5	6	4	11	2	1	2	5	5	52
計	71	53	66	69	66	69	75	63	58	63	58	80	791

今月の相談事例

中古車買い取り業者へ電話をかけ乗っている車の詳細を伝えたら、今だったら20万円で手続きをされると言われた。口約束で売却の契約をし、引き渡しの日程調整をした。まだ車が必要となったため3日後に解約の電話をかけると、解約料3万円かかると言われた。契約時に、解約料がかかるという説明はあったが金額は言われていなかった。契約書はまだ届いていない。

センターからのアドバイス

車の売却は特定商取引法におけるクーリング・オフの対象外です。「今なら」など、事業者から契約を急がされるケースが多く、強引に売却を迫る事業者に対しては「査定だけで、他社と比べる」など答え、その場できっぱり断りましょう。いったん契約すると、原則として契約書の内容に従うことになるので、契約をする前にキャンセル料の金額、どの時点から発生するのか確認し、不利な内容は思い切って契約しない選択も考えましょう。